



Title	阪大法学 56巻 総目次
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2007, 56(6)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54850
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

阪大法学 第五六卷 総目次 (一～六号)

論 説

労使関係法の常識と非常識……………	小寫典明	一	一	通頁
刑事訴訟法三二〇条一項について(下)……………	松田岳士	一	三一	三一
近代ドイツにおけるプレスの自由の成立とその展開(上)……………	的場かおり	一	七五	七五
明示初期における「預ケ金」……………				
——『司法省日誌』ならびに大阪裁判所判決の分析を通じて……………	田中亜紀子	一	一〇九	一〇九
ドイツ受信料制度とE.C条約……………				
——委員会による国家援助審査の動向……………	鈴木秀美	二	一	二三七
紛争の総合的マネジメントと私的自治……………				
——職場トラブルへの総合的対応を手がかりとして……………	福井康太	二	三五	二七一
ドイツ新債務法における追完請求権と買主の義務……………	田中宏治	二	九三	三二九
金融問題「先送り」の政治行政過程(四)……………				
——一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動……………	上川龍之進	二	一一三	三四九

近代ドイツにおけるプレスの自由の成立とその展開(下)	的場かおり	二	一五五	三九一
核不拡散体制の新たな展開とその意義	黒澤 満	三	一	四六三
労働契約法制・労働時間法制とその行方	小寫典明	三	四七	五〇九
イタリア旧刑事訴訟法における捜査機関による被疑者からの供述採取手続	松田岳士	三	一一七	五七九
金融問題「先送り」の政治行政過程(五・完)	上川龍之進	三	一六九	六三二
——一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動	森 裕	三	一九九	六六一
責任能力論における精神の障害について	尹 爽相	三	二二九	六九一
電電公社民営化過程における電電公社と全電通の役割	張 凝	三	二五九	七二二
——政策連合調整型ネットワーク形成要因を中心に	高橋慶吉	三	二八九	七五一
中国型コーポレート・ガバナンスにおける「経理」制度	小野博司	三	三一九	七八一
米国外交における中国大国化構想の挫折	平田健治	四	一	八八三
——一九四八年対外援助法を中心に	澤田知樹	四	四三	九二五
明治憲法と政治的多元主義				
——美濃部達吉と中島重の学説比較を中心に				
消費者保護とE.U.法				
行政機関の裁量行使の適性化(一)				
株式会社における監査権限のあり方についての一考察				

—— 中日両国における取締役の義務の視点から——	金 錫華	四	七三	九五五
ドグマーテイク概念の成立(一)				
—— M・ヘルベルガーの研究を手がかりに——	松島裕一	四	九九	九八一
フランス法における遺産の管理(一)	宮本誠子	四	一二五	一〇〇七
ドイツ極石の着実な伸張	木戸衛一	五	一	一〇六九
刑事訴訟法三一九条一項について(上)	松田岳士	五	二三	一〇九一
行政機関の裁量行使の適正化(二・完)	澤田知樹	五	四五	一一一三
NTT分割の先送りの政治過程				
—— 政策連合調整型ネットワークの変容を中心に——	尹 爽相	五	七五	一一四三
ケネディ政権とアポ計画(一)				
—— 宇宙政策における競争と協力——	渡邊浩崇	五	一〇三	一一七一
ドグマーテイク概念の成立(二・完)				
—— M・ヘルベルガーの研究を手がかりに——	松島裕一	五	一二七	一一九五
フランス法における遺産の管理(二・完)	宮本誠子	五	一五一	一二一九
軍縮国際法				
—— 国際法学からの軍縮の分析——	黒澤 満	六	一	一三三三
国立大学の法人化と人事労務	小 嶋 典 明	六	三九	一三六一
EC競争法原理の生成	武田邦宣	六	七九	一四〇一

ケネディ政権とアポロ計画(二・完)

——宇宙政策における競争と協力……………渡邊浩崇 六 一四九 一四七一

アメリカにおける憲法的名誉毀損法の再検討

——「現実的悪意の法理」に関する学説を手がかりに……………山田隆司 六 一七七 一四九九

特別寄稿

ドイツ近世都市ケルンにおける犯罪と刑罰の現実

——特に都市共同体の存在と機能を害する犯罪の場合……………林 毅 一 一三九 一三九

翻訳

EU諸国における法曹の新しい職域…オランダの場合……………ヘルマン・ブローリング
福井康太／訳 一 一六三 一六三

フランスの新たな弁護士養成制度……………ジャック・ラリウ
松田岳士／訳 一 一八七 一八七

フランス法における安楽死……………クリスチャン・ビック
島岡まな／訳 三 三四九 八一

オンライン紛争解決(ODR)……………グラッフルベーター
福井康太／訳 三 三六九 八三一

欧州憲法条約の争点と国内の政治討論によるその浸透(一)

……………フレデリック・ルエダ
幡野弘樹／訳 三 三九一 八五三

イタリア労働法の最近の状況

——イタリアの伝統とヨーロッパの影響の狭間で——……………ステファノ・ペローモ 四 一五一 一〇三三

EU法と国際私法との相互作用の枠組(一)……………マーク・ファロン 四 一六九 一〇五一

EU法と国際私法との相互作用の枠組(二・完)……………マーク・ファロン 五 一六七 一二三五

中国の「外国投資者による国内企業買収に関する規定」……………村治規行／監修 六 二〇七 一五二九

欧州人権条約がフランス家族法に与えた影響……………カトリーヌ・フィリップ 六 一三七 一五五九

紹介

韓国における準法曹の現状と課題……………朴洪圭 一 一九九 一九九

福井康太／監修